附属書Ⅱ　第十条2に規定する措置に関する留保

1　締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第十条2の規定に従って記載するものである。

(a)　第三条（内国民待遇）
(b)　第四条（最恵国待遇）
(c)　第八条（特定措置の履行要求）
(d)　第九条（経営幹部及び取締役会）

2　留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。
(d)　留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。
(e)　概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。
(f)　現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。「概要」が他の全ての事項に優先する。

4　「留保の種類」に特定する義務は、第十条2の規定に従い、「概要」に記載する分野、小分野及び活動については、適用しない。

5　この附属書の適用上、「ＪＳＩＣ」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

日本国の表

十五	
分野	金融サービス
小分野	
留保の種類	内国民待遇（第三条）
政府の段階	中央政府
措置	法律第一万五千九百三号（第四百五十三条） 法律第一万七千五百五十五号（第八十条）
概要	ウルグアイ政府及び公的企業は、ウルグアイ東方共和国銀行にのみ資金を預託しなければならない。

一	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第三条） 経営幹部及び取締役会（第九条）
概要	日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a)　ウルグアイ東方共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b)　ウルグアイ東方共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c)　後継企業の役員、理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。
現行の措置	

二	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第三条） 経営幹部及び取締役会（第九条）

概要	指定された企業若しくは政府機関（以下この表において「企業等」という。）にのみ認められている日本国における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、日本国は、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

三	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第三条） 最恵国待遇（第四条）
概要	補助金については、ウルグアイ東方共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。
現行の措置	

四	
分野	航空宇宙産業
小分野	航空機産業 宇宙開発産業
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第三条） 特定措置の履行要求（第八条） 経営幹部及び取締役会（第九条）
概要	日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

五	
分野	武器・火薬産業
小分野	武器産業 火薬類製造業
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第三条） 特定措置の履行要求（第八条） 経営幹部及び取締役会（第九条）
概要	日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

六	
分野	エネルギー産業
小分野	電気業 ガス業 原子力産業
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第三条） 特定措置の履行要求（第八条） 経営幹部及び取締役会（第九条）
概要	日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条